

今月の1枚(9月)

雨天時の自転車走行



写真撮影・文とも 宮崎隆介 (JRMN 会員)

傘をさして自転車を押して歩いている人とすれ違った後、雨合羽を着て自転車で追い越して行った人を撮った1枚。今年の6月1日から自転車走行について14の危険運転類型が指定され、警察官の指示、命令違反については強制教習等の措置がなされることになった。

自転車をよく使う身には、雨の時の傘をさしての運転が摘発の対象(道路交通法第70条の安全運転義務違反)になるのが一番痛い。ただ今回の法律改正は、最近自転車の運転マナーの悪さが重大事故を引き起こすことが増え、社会問題になってきたことへの対応であり、やむを得ないことかもしれない。14類型のほとんどはもっともな内容が多いが、14番目の安全運転義務違反(道路交通法第70条)に関連した傘さし走行については、一切駄目というのは残念な気持ちが正直なところである。

自転車は晴れの日の乗り物と割り切ってしまう方がいいが、途中から雨が降る場合もある。小雨など軽度の降雨の場合、傘をさしても徐行で、注意を払って乗れば問題ないと思うが、これからは、今日すれ違った人と同じく、雨に会えば、自転車を降りて、傘をさして押して歩くことにしよう。